

6 自立教科教諭免許状を取得する方法

(1) 特別支援学校自立教科教諭2種免許状を取得する場合 ア 基礎資格を有することにより取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理 療 注1	理 学 療 法 注2	音 楽	理 容 注3	特 殊 技 芸		
					美術	工芸	被服
基 礎 資 格	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学したこと。	次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。		文部科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。		

イ 教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理 療 注1	理 学 療 法 注2	音 楽	理 容 注3	特 殊 技 芸		
					美術	工芸	被服
有することが必要な免許状	特別支援学校自立教科助教諭免許状						
経 験 年 数 注4	5年						
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	4	4	4	単 位 不 要		
	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2	2	2			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	注5 理療に関する科目	9					
	注7 音楽に関する科目			4			
	注6 特殊技芸の教科に関する科目						
合 計 単 位 数	15	6	10	10			

注1 理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。

注2 理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。

注3 理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。

注4 経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。

注5 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。

注6 受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。

注7 最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。

また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。

(2) 特別支援学校自立教科教諭1種免許状を取得する場合
 ア 基礎資格を有することにより取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理療 注1	理学療法 注2	音楽	理容 注3	特支 法4条の2 特殊技芸		
					美術	工芸	被服
基礎資格	イ 文科学部大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業したこと。 ロ 医師免許を受けていること。	次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得していること。 イ 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ロ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ハ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ニ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。				文部科学大臣の指定する特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。

イ 教育職員検定により上級免許状を取得する場合

授与を受けようとする免許状の種類	理療 注1	理学療法 注2	音楽	理容 注3	特殊技芸		
					美術	工芸	被服
有することが必要な免許状	特別支援学校自立教科教諭2種免許状						
経験年数 注4	5年		10年				
最低修得単位数	特別支援教育の基礎理論に関する科目	3	3	単位不要	単位不要	単位不要	
	特別支援教育領域に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目						
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目						
	注5 注7 理療に関する科目	7					
音楽に関する科目							
	特殊技芸の教科に関する科目 注6						
合計単位数	10	3					

- 注1 理療の免許状の授与を受けようとする場合、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を有する場合を除き、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）の規定によるあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許のいずれかを有していない者には授与しない。
- 注2 理学療法の免許状の授与を受けようとする場合、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定による理学療法士の免許を有することが必要である。
- 注3 理容の免許状の授与を受けようとする場合、理容師法（昭和22年法律第234号）、美容師法（昭和32年法律第163号）又は理容師法及び美容師法の特例に関する法律（昭和23年法律第67号）の規定による理容師免許及び美容師免許のいずれかを有していることが必要である。
- 注4 経験年数は、有することが必要な免許状取得後にそれぞれ該当する特別支援教育領域の教育を行う特別支援学校の教員として勤務した期間とする。
- 注5 旧法の規定により修得した単位は、新法に読み替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た単位に限る。
- 注6 受けようとする教科（美術・工芸・被服）に係る科目に関する単位を修得する。
- 注7 最低修得単位数は、授与を受けようとする免許状に係る教科の種類に応じ、それぞれ該当する特別支援教育領域についての教育を中心として修得する。
また、有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。